令和９・10 年度
南風原町入札参加資格審査申請書提出要領（建設工事）

令和９・10 年度において南風原町が発注する建設工事の入札参加を希望される方は、入札参加資格審査を受けなければなりません。
以下に示す提出要領に基づき審査申請書をご提出ください。
Ｌｏｇｏフォームによる申請で、添付書類は **PDF 形式**で添付して申請してください。

1　入札参加資格要件

次の（１）から（９）を全て満たしていることが入札参加資格の申請要件です。

（１）申請における業種区分は、建設業法に規定する 29 業種とする。
　　申請する業種について、**建設業の許可**を受けているものであること。
（２）社会保険（健康保険及び厚生年金）に加入していること。
　（個人事業者で従業員が４人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
（３）労働保険（雇用保険及び労災保険）に加入していること。
　（従業員が１人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
（４）建設業退職金共済制度に加入していること。
（５）建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）
　　※免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
（６）申請する業種について、審査基準日が令和７年６月３０日以降の経営事項審査を受けているものであること。
（７）申請時及び名簿登録期間中に南風原町に納付すべき町税、県税並びに国税に滞納がないこと。
（８）成年被後見人若しくは、被補佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号）第２条第６号の暴力団員又は同条第２号の暴力団若しくは同条第６号の暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2　入札参加資格審査申請書の申請業種について

建設業許可及び経営事項審査を受けている業種に限ります。
一度登録した業種については、次回（令和１１・１２年度）までは追加できません。
ただし、建設業許可事項の更新に伴い業種が削除された場合や経営規模等評価結果通知書の更新に伴う経営事項審査（総合評定値(P 点)）の削除となった業種については、その業種の名簿登録からも削除となります。

3 留意事項

（１）次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格がありません。また、入札参加資格の認定後に該当することになった場合は、入札参加資格を失います。
（イ）当該申請に虚偽の申請をした者、提出書類に虚偽の記載をした者。
（ロ）審査のための実態調査や不備書類の要求に応じないとき。
（ハ）審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当と認められたとき。
（２）資格の格付け及び名簿登録が完了しても、経営規模等評価結果通知書の有効期限（審査基準日より１年７ケ月）が切れた場合には、入札参加資格がないことになります。毎年、経営事項審査を受けた後、県からの経営規模等評価結果通知書の写しをその都度、変更届（Ｌｏｇｏフォーム）にて提出してください。
（３）名簿登録の有効期間は、登録の日から令和１１年度予定の次回名簿登録日の前日までとします。登録業者名簿については、南風原町ホームページに掲載（6 月上旬までに）します。
（４）追加受付は、令和１０年２月頃１回限り実施する予定です。

4 申請の方法

提出方法は、申請者の負担軽減及び行政事務の効率化等を図る為、電子申請（Ｌｏｇｏフォーム）に限らせて頂きます。
添付書類は**ＰＤＦ形式で添付してください。**添付書類が期間内に届かない場合は申請が無効となりますので御注意下さい。

（１）申請期間　令和８年 12 月１日【午前１０時】～令和８年 12 月 31 日【午後５時】まで

（２）申請方法
①南風原町役場ホームページより、２４時間申請手続が可能です。
②添付書類は**ＰＤＦ形式での提出**となります。

（３）下記の理由で電子申請（Ｌｏｇｏフォーム）を行えない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
・電子申請の受付期間中機器等の障害でやむを得ずシステムを利用できない者。

（４）問い合わせ
（平日８時３０分～１７時１５分（１２時～１３時、土・日・祝祭日を除く）

〒９０１－１１９５　沖縄県島尻郡南風原町字兼城６８６番地
南風原町　経済建設部　まちづくり振興課
電　話　０９８－８８９－４４１２
ＦＡＸ　０９８－８８９－７６５７

5 提出書類

提出書類は全て PDF 形式で添付（アップロード）してください。
ファイル名は、会社名＋（提出書類名）としてください→例：〇〇会社（建設業許可）
【補足説明】
1．公共機関から発行される証明書については、提出日の３ヶ月以内に発行されたものであること。（県税納税証明書、国税納税証明書、登記簿謄本又は身分証明書及び登記されていない証明書、印鑑証明書、町民税納税証明書、住民票抄本（一般）、営業証明書）
2．添付した通知書の文字や数字が読み取れること。

提出書類 （PDF ファイル名）	必須	説　明
登記簿謄本又は、 身分証明書及び登記されていない証明書 （登記簿） （身分証明書及び登記されていない証明）	○	３ヵ月以内に発行されたもの 【法人】・・履歴事項全部証明書 【個人】・・下記の①と②両方 ①代表者の身分証明書（本籍地の市町村発行） ②登記されていないことの証明書 《共通》
印鑑証明書 （印鑑証明）	○	３ヵ月以内に発行されたもの 【法人】・・代表者印（会社実印）※法務局発行 【個人】・・事業主印（実印）　※市町村発行　《共通》
委任状及び使用印鑑届 （委任状） （使用印鑑届） （委任状及び使用印鑑届）		※町指定様式をご使用ください。 【委任状（様式第４号）】支店長等へ契約に関する権限（見積、入札、契約締結等）を通年委任する場合は提出が必要です。 【使用印鑑届（様式第６号）】契約に関する行為（見積、入札、契約締結等）で、登記印（実印）以外を使用する場合は提出が必要です。 【委任状及び使用印鑑届】委任状と使用印鑑届の両方が必要となる場合は、まとめてこちらの様式をご使用ください。 《共通》
県税納税証明書 ※滞納のない証明でも可 （県税証明）	○	３ヵ月以内に発行されたもの 直近２年分の証明書を提出してください。 【法人】・・法人事業税 【個人】・・個人事業税　《共通》
国税納税証明書 （国税証明）	○	３ヵ月以内に発行されたもの ・法人：様式その３の３ ・個人：様式その３の２ ・電子納税証明書でも「可」　《共通》

町税納税状況調査同意書 （同意書）	○	※町指定様式をご使用ください。 全事業者提出が必要です。 日付けを記載してください。　《共通》
町民税納税証明書 ※滞納のない証明でも可 （町民税証明）		３ヵ月以内に発行されたもの ※直近２年分 【法人】南風原町内に本社又は支店等のある場合のみ。 代表者住所のみ町内→必要なし 法人町民税、固定資産税、軽自動車税のうち該当するもの。 【個人】①南風原町内に本社又は支店等のある場合。 ②南風原町外に本社又は支店等があり、個人住所が町内の場合。 町民税（特別徴収含む）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のうち該当するもの。 《共通》
住民票抄本（一般） （住民票）		３ヵ月以内に発行されたもの 南風原町内に代表者が在住している場合のみ　《共通》
営業証明書 （営業証明）		３ヵ月以内に発行されたもの 南風原町内に本社又は支店等のある場合のみ。 ※証明書住所:南風原町のもの　《共通》
社会保険料納入証明書 ※健康保険・厚生年金保険 （社保証明）	○	直近１年分の証明書を提出してください。 管轄する年金事務所発行 ※健康保険料及び厚生年金保険料の未納がないことを確認できるものを添付 ※組合健康保険等の場合は、当該組合の任意の様式でも可 ※適用除外の場合は、未加入理由書（任意様式）を添付。 ~~※経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」が「有」となっている場合は、提出不要。~~

労働保険証明書 ※労災保険及び雇用保険） （労働保険）	○	・労災のみは「不可」 ※労災保険料及び雇用保険料の未納がないことを確認できるものを添付。 ※労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収書を提出する場合は、令和８年度分の申告書と納期到来済の納付書の写しを提出すること。 ※適用除外の場合は、理由書（任意様式）を添付。 ~~※経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で「雇用保険加入の有無」が「有」となっている場合は、提出不要。~~
建設業許可証明書又は通知書 （建設業許可）	○	申請時に有効期限内にあるもの。 ※更新中の場合は、それを証する書面の写しを提出してください。
県へ申請した工事種類別完成工事高 （完成工事高）	○	直近２年度分の証明書を提出してください。 ~~※県の受付印があること。~~ ①工事種類別完成工事高（別紙一）※経審時 →①が提出できない場合は下記②を提出。 ②工事経歴書（様式第二号）※建設業許可申請時 →②も提出できない場合は下記③を提出。 ③直前３年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号) ※建設業許可申請時
建設業労働災害防止協会加入証明書 （建災防）	○	※加入免除されている業種は除く。 （免除業種）タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事。
建設業退職金共済事業加入・履行証明書 （建退共）	○	その他の退職金共済制度に加入している場合は、加入が証明できるものを提出すること ※どの制度にも加入していない場合は理由書（任意様式）を提出してください。 **※経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」となっている場合は、提出不要。**
技術職員有資格者名簿及び合格証明書等 （技術職員名簿及び資格者証）	○	県へ提出したもの。 ※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。 ※令和８年12月１日現在で在籍する技術職員。 ※合格証明書又は免許証も添付。 ※(Logoフォーム）に入力する技術職員数

		→１人で同一資格（１級,２級○施工管理技士）を有する場合は、上位（１級）のみ入力。 ※技術士については、技術士登録等証明書を添付。 ※県外業者→Q&A（6ページ）を参照。
経営規模等評価結果通知書（経審）	○	※審査基準日が、令和７年６月３０日以降で最新のもの。
沖縄県入札参加適格合格通知書 （適格合格）		※沖縄県へ登録している事業者のみ。 ※令和９・１０年度合格通知書については、県から届き次第、変更届（Logoフォーム）で提出お願いします。

6 Q＆A

過去に問い合わせ等が多かった内容について、掲載いたします

質問事項	回　答
技術職員数について	１２月１日現在、退職等で在籍していない技術者は入力しないでください。
技術職員有資格者名簿について （県内業者）	技術職員有資格者名簿（県内工事）を提出。 １２月１日現在、退職等で在籍していない技術者には取消線を引いてください。 ※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。
技術職員有資格者名簿について （県外業者）	○名簿→経審時の技術職員名簿（別紙二）提出可。 ※営業所等へ業務を委任する場合は、営業所在籍職員分のみでも可。（任意様式可） ※１２月１日、退職等で在籍していない技術者は、取り消し線を引いてください。 ○資格者証等について （県内に営業所あり）営業所に在籍する技術者分は提出。 （県内に営業所なし）提出不要。
登記されていない証明とは？	東京法務局が発行する登記されていないことの証明書です。

7 申請以後の変更手続きについて

入札参加資格審査申請以後に、申請内容に変更があった場合には、入札参加資格申請後の変更届を速やかに提出してください。
＊変更届はＬｏｇｏフォームでの申請となりますので町のホームページよりご確認ください。

（１）変更届には、必ず入札参加資格申請時の受付番号を記入して下さい。
（Ｒ９.６月以降変更届の場合のみ。それ以前は記入必要ありません。）
※受付番号はＲ９.６月上旬までに南風原町ホームページに掲載される「南風原町入札参加登録業者名簿」にて確認できます。

（２）経営事項審査結果通知書の有効期限は１年７ケ月です。審査終了後の通知書を受け取りましたら、変更届を提出して下さい。
経審基準日変更については、毎年変更届を提出することになります。

（３）変更届出がなく、南風原町入札参加資格者名簿上、建設業許可及び経営審査の有効期限が切れている場合には指名できませんのでご注意ください。